【補助金適化法、同施行令抜粋】

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

（昭和30年8月27日法律第179号）

第１条　（この法律の目的）

この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

第３条　（関係者の責務）

各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれているものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

1. 補助事業者等及び間接補助事業者等、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重

な財源でまかなわれているものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

第５条　（補助金等の交付の申請）

補助金等の交付の申請をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対し、その定める時期までに提出しなければならない。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令

（昭和30年9月26日政令第255号）

第３条　（補助金等の交付の申請の手続）

法第５条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所
2. 補助事業等の目的及び内容
3. 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
4. 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
5. その他各省各庁の長（※独立行政法人情報通信研究機構の補助金等に関しては、理事長とする。）が定める事項。　　　　　　　※他独法等は省略

（第2項、第3項は省略）